

福島県循環型社会形成推進計画の改定について

平成26年5月27日  
環境共生課

1 改定の趣旨

福島県循環型社会形成に関する条例（以下「条例」という。）に基づき策定した福島県循環型社会形成推進計画（平成23年3月改定。以下「計画」という。）の終期が平成26年度で到来することから、計画の取組状況、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響等を踏まえ、改定を行うものである。

2 計画の位置付け

県総合計画の部門計画である県環境基本計画を推進するための個別計画として、循環型社会の形成に係る総合的な施策を示す計画

3 計画の概要

条例では、「資源循環」だけでなく、「自然循環」及び「生活・行動様式」を含んだ広範囲な循環を規定し、計画では、条例に基づき以下の目指すべき社会のビジョンを掲げている。

- (1) 自然循環が保全された社会
- (2) 適正な資源循環が確保された社会
- (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

4 改定の基本的な考え方

震災後の本県の状況や社会情勢、関係計画等の内容を踏まえ、以下の視点から見直しを行う。

- (1) 東日本大震災等への対応  
東日本大震災等の影響を盛り込み、復旧・復興事業と計画との調和を図る。
- (2) 循環型社会形成の機能回復から推進への展開  
自然循環と資源循環の機能回復から推進を図るとともに、環境保全の意識の活性化を図る。
- (3) 県総合計画・復興計画等との整合  
関連計画との整合を図るとともに、現行施策の点検により成果・課題等を抽出し、計画に反映させる。

5 計画の項目及び構成

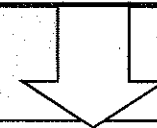
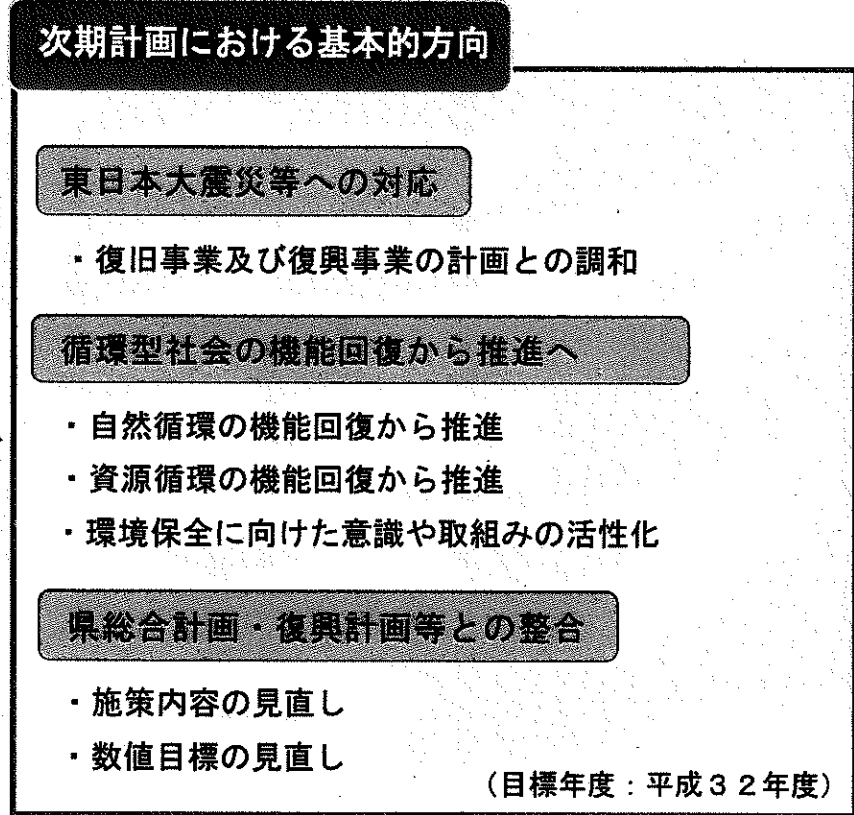
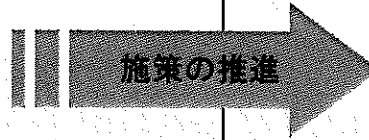
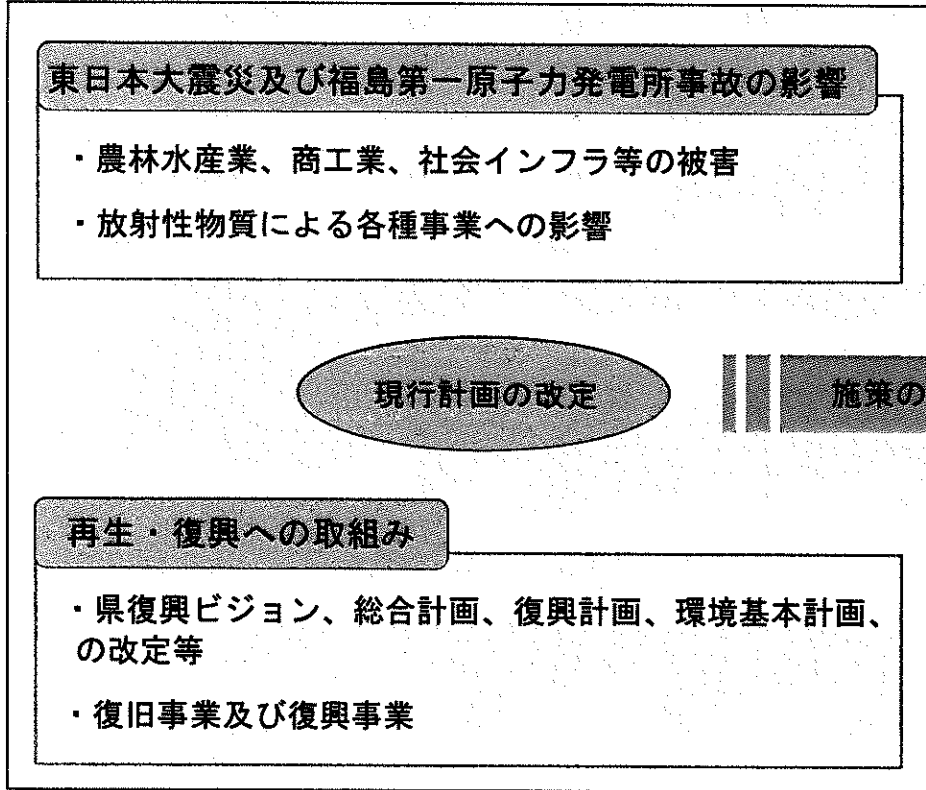
施策の展開に係る項目については、条例に基づく内容であるため現計画と同様の体系とし、構成も現計画と同様とする。

6 計画の実施期間

関係する計画（県環境基本計画等）の目標年次と合わせるため、平成32年度を目標年次とする6カ年計画とする。

# 福島県循環型社会形成推進計画の改定のポイント

## ◇ 背景



## 3つのビジョンの継続・展開

